

議案第 3 号

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年2月15日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があること及び名張市における家庭廃棄物の排出に係る手数料を見直そうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成20年条例第1号）の
一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第18条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有する資格は、次のとおりとする。

（1）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

（2）技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

（4）前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

別表中「6円」を「5円」に、「13円」を「10円」に、「28円」を「22円」に、「45円」を「36円」に、「68円」を「54円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる第15条の規定による指定ごみ袋の交付について適用し、同日前に行われた指定ごみ袋の交付については、なお従前の例による。